

協議運賃部会 協議結果報告

2024年(令和6年)1月24日

報告内容について

- ・ 前回協議会において、協議運賃による運賃改定について協議
- ・ 専門部会において特殊区間制の運賃改定案について、協議が調った内容について報告



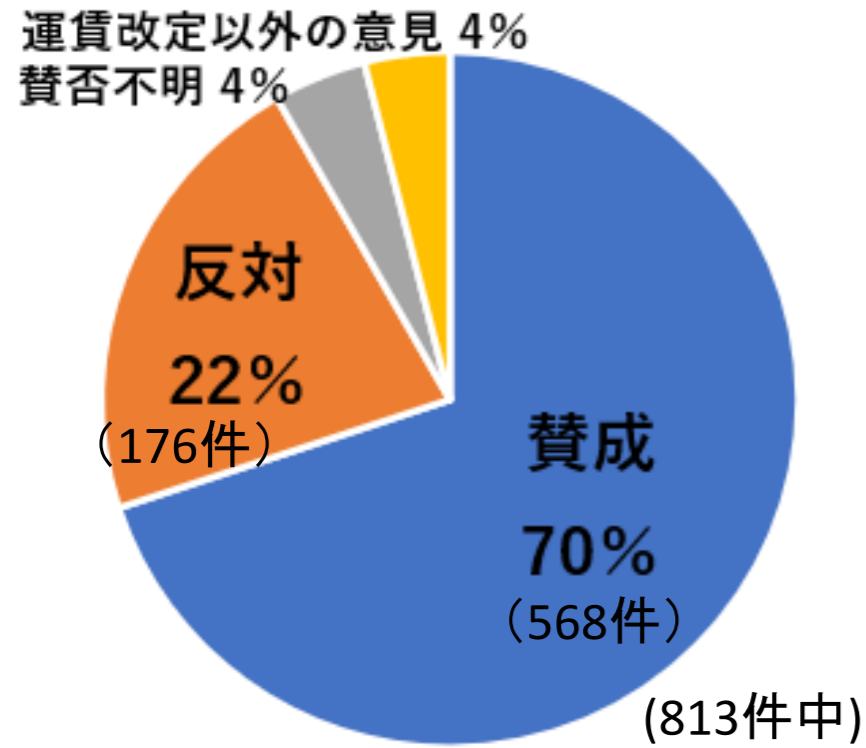
協議運賃制度について

- 通常、路線バスの運賃は、運行に必要な経費に適正な利潤を加えたものを考慮し、国から「上限運賃」として認可された範囲内で事業者が届出により決定
- 「協議運賃」は、道路運送法第9条第4項に基づき、自治体、事業者、地方運輸局、関係住民の意見を代表する者により協議を調えることで、届出が出来る運賃であり、今回は事業者毎に5つの「協議運賃部会」において協議済み
- 協議にあたり、同条第5項において、自治体が「あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」
としており、アンケートが手法として認められていることから運賃改定に関するアンケートを実施

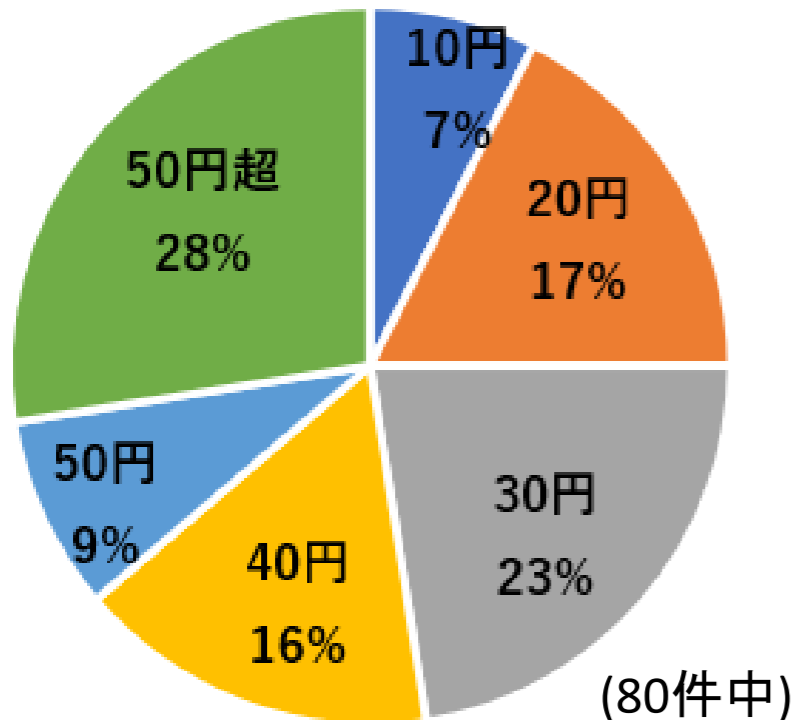
(参考) 運賃改定に関するアンケート結果の概要

- ・ 令和5年12月8日～令和6年1月9日にかけて実施
- ・ 自由記載形式、813件の回答

値上げの賛否

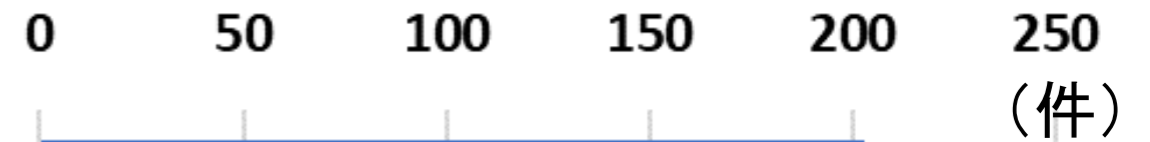


容認できる改定額



賛成の理由

- 運転手の確保
- 物価・燃料高騰の情勢
- 現行の運賃が安い
- 事業者の収支改善



(賛成568件中。複数回答あり)

値上げに伴い求めること

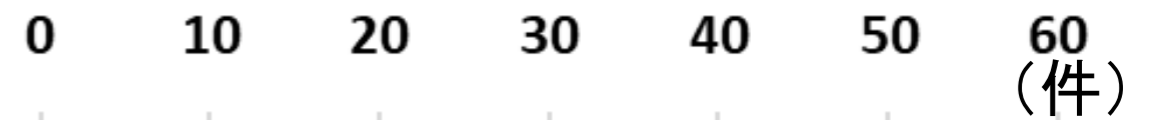
- 便数維持・増便
- 値上緩和策(割引の拡充等)
- 値上幅への配慮



(賛成の内の258件中。複数回答あり)

反対の理由

- 家計への影響
- バスが利用しにくくなる
- 地下鉄駅短絡で既に負担増
- 現行の運賃が高い



(反対176件中。複数回答あり)

(参考) 運賃改定事例

他都市の運賃が同水準のバス事業者では、10～50円の改定が多い状況

(特区および均一運賃の事例)

分類	都市	時期	改定額	改定額等概要
東京都 政令市	東京都	R5. 3	10円	210→220円、1年後230円
	広島市	R4. 11	30円	190→220円
	大阪市	R5. 11	30円～	210→240円、230→270円等
	新潟市	R5. 9	50円	210→260円
道内 他都市	小樽市	R2. 4	20円	220→240円
	苫小牧市	R5. 12	20円～ 110円	210→230円、230→280円、 240→320円、250→360円等
	函館市	R5. 12	40円	210→250円、240→280円等

このほか、令和5年5月に札幌交通圏におけるタクシーの運賃改定
(改定率14.34%)が実施されている

協議結果

●運賃改定実施予定日 令和6年12月1日(日)

●運賃改定案（片道普通旅客運賃）

特殊区間	現行	改定後
1区	210円※1	240円
2区	240円※2	270円

※1 一部 180円・200円区間あり

※2 一部 280円区間あり

●定期・回数券

上記を元に各社において算出した金額

●対象事業者（50音順）

札幌ばんけい株式会社、ジェイ・アール北海道バス株式会社、株式会社じょうてつ、北海道中央バス株式会社、夕張鉄道株式会社

→今後、各事業者において北海道運輸局へ届出を行う